

2023年12月11日

御得意先各位

キャピタルペイント株式会社

## 当社商品に含まれる「がん原性物質」について（改訂）

令和5年4月1日、「労働安全衛生規則第577条の2」が施行され、「第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」を、裾切値を超えて含まれる対象物質の取り扱いに従事する場合、作業記録等を30年間保存することが定められました。当社商品においては、原料の「タルク」に不純物として「がん原性物質」に定められた「結晶質シリカ（石英）【CAS No.14808-60-7】」が微量（天産品の為、含有量は一定では無い）含まれる可能性があるとして、原料メーカーから通知がありました。結晶質シリカが最大量含有する設定で計算した場合、いくつかの商品が裾切値を超え、表示通知対象となりました。下記商品を取り扱う際は、作業記録の保存が必要となります事をご理解願います。

尚、同じく「がん原性物質」である「スチレン【CAS No.100-42-5】」は、弊社の不飽和ポリエステル樹脂塗料全般に含有されており、平成26年11月1日施行「特別化学物質障害予防規則」によって既に30年間の作業記録等の保存が定められています。

結晶質シリカ 表示通知対象商品

- ・ NA-1-103 ウレタンサフェーサーA液
- ・ NA-1-103 ウレタンサフェーサー白A液
- ・ NA-1-103 ウレタンサフェーサー白A液（改）
- ・ NA-1-125 ウレタンサフェーサーA液
- ・ NA-1-125 ウレタンサフェーサー黒A液
- ・ NA-1-125 ウレタンサフェーサーA液（改）
- ・ NA-1-127 ウレタンサフェーサーA液（改）

2023年11月30日付け資料に記していました「NA-1-107 ボード用シーラーA液」は対象除外となりました。

以上